

端野の消防(その3)

防護団の結成

昭和八(一九三三)年三月、日本政府は国際連盟からの脱退を通告し、国際的に緊張が高まった世相の中、戦争による空襲をうけた時の備えとし、同一〇(一九三五)年七月、第七師団の主導で北海道大演習が行われました。

この演習を契機に軍部の指導により札幌、小樽、室蘭、旭川の四市に「防護団」を結成しました。

同一二(一九三七)年四月、「防空法」が公布され、同年七月、日中戦争が始まったことを受け、同年九月に「防空法施行令」が施行され、全市町村に「防護団」の設置が義務付けられました。

端野村にあっても、同月の三十一日、端野村防護団の発足式が行われました。

防護団の主な任務は、空襲に備えての警備、警報、防火、交通整理、救護などのほか、軍隊や警察の業務を援助するものでした。

この任務の多くは、警察署長の指揮下にある消防組の役割と重なるものが多くあり、端野村における防護団の組織、機構や役職員等

は消防組が兼ねて対応することとしました。

警防団の結成

昭和一三(一九三八)年四月、「国家総動員法」(人と物を網羅的に動員し、総力を戦争遂行に向け、強力かつ広範な統制権限を政府に与えるという法律)が公布され、戦時体制が強化されました。

翌一四(一九三九)年一月、「警防団令」が公布され、同年三月以降は消防組と防護団を統一した「警防団」が全国すべての市町村で設置が義務付けられました。

端野村にあっても、同年三月の村会において、「端野村警防団」設置について議決しました。その概要は次のとおりです。

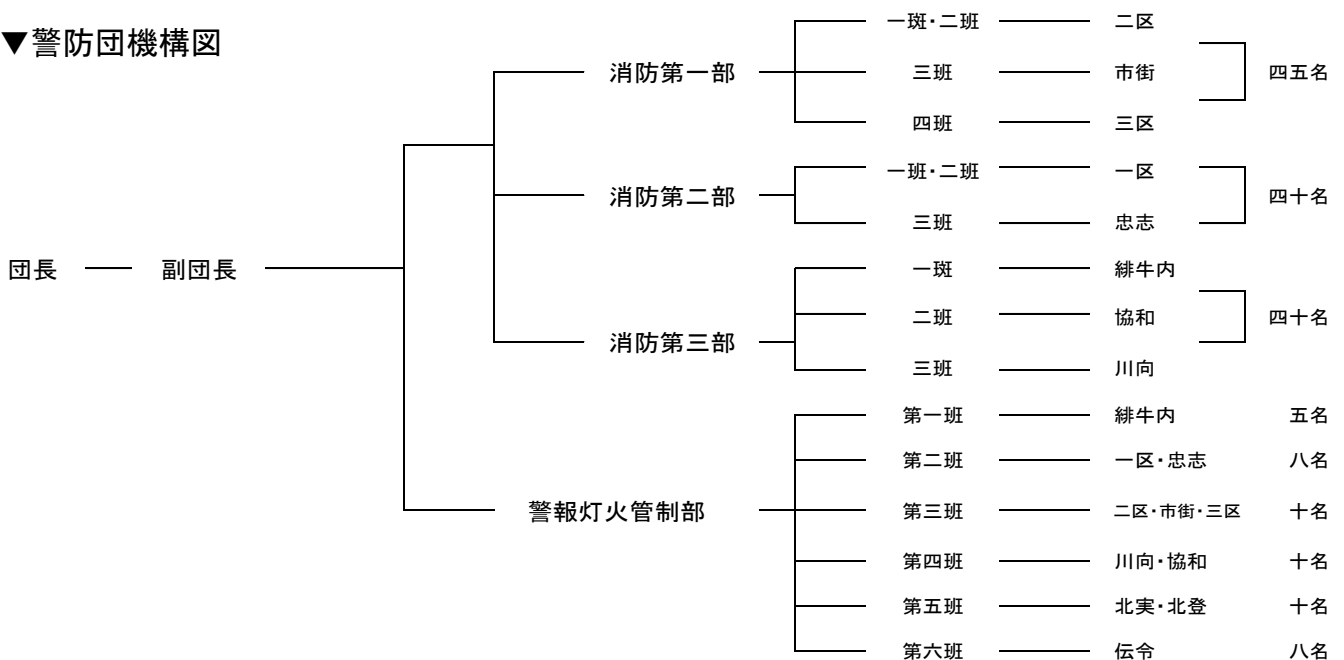
◆本村ヲ一円トスル警防団ヲ設置スルモノトスル

◆理由 警防団令第一条ノ規定ニ依リ警防団ヲ設置シ防空並水火消防其ノ他警防ノ完璧ヲ期セントスルニアリ

◆名称其ノ他 名称 端野村警防団 組織及び定数 部名 消防第一部・消防第二部・消防第三部、警報灯火管制部 定数 一七九名

この警防団に関する当時の行政書類や資料は残存していませんが、端野第一消防組(一区)に残されている資料(下表)に警防団機構図が記されています。

▼警防団機構図





▲端野警防団消防第一部（二区）（昭和15年ころ）

この警防団の設置により、従来の緋牛内消防組、端野第一消防組、端野中央消防組は廃止されましたが、その業務は警防団が引き継ぎました。

なお、警防団の組織の中に新たに設けられた「警報灯火管制部」がありますが、この部の業務は防空活動を主体とする組織で、敵機が来襲する情報を関係機関や住民に周知し防

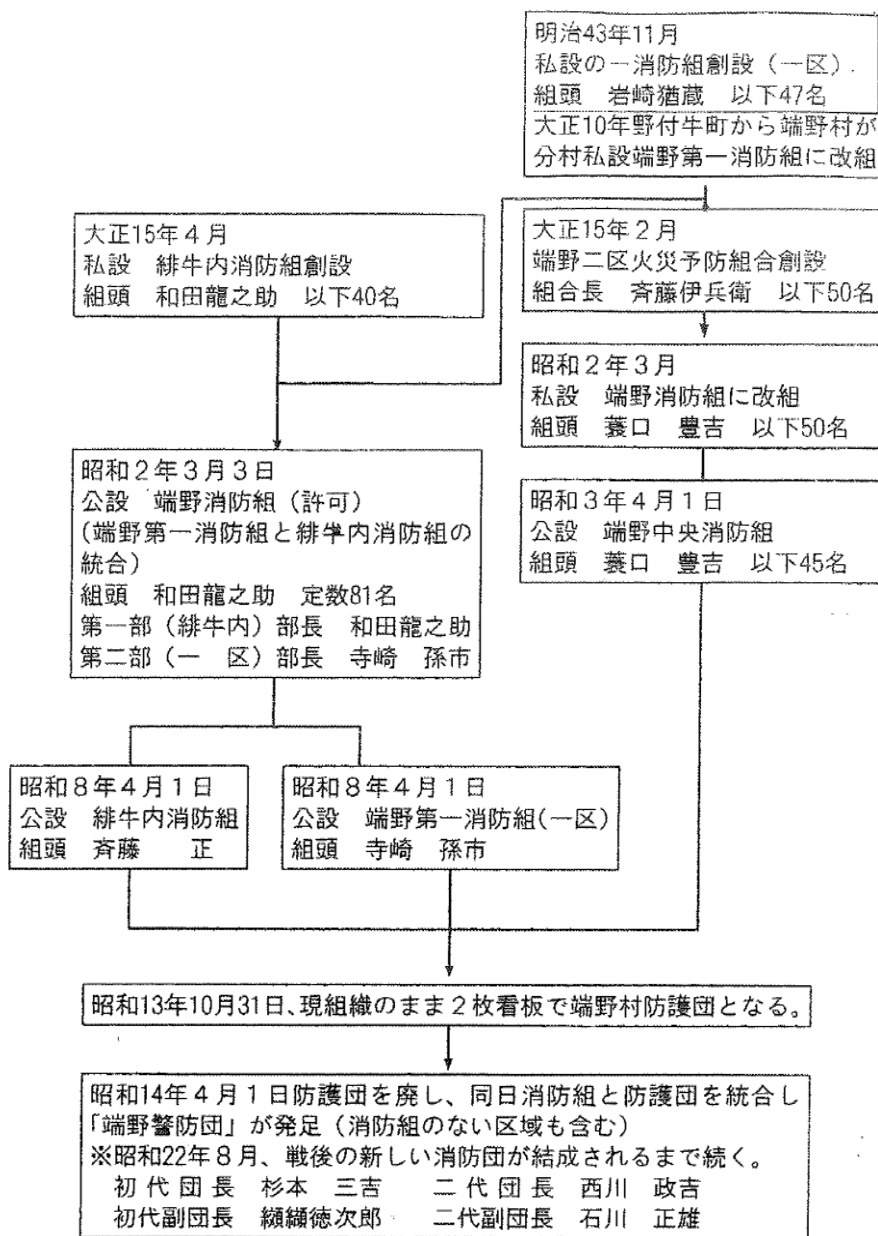
空体制をとらせる業務、夜間来襲の備え灯火の減光や消燈を指示・命令をする業務を担う組織です。

また、消防団の詰所や機械、器具等は従来の消防団のものを使用しましたが、消防団の象徴であった「纏（まとい）」は廃止され、「警防団旗」になり、「刺子（さしこ）」「法被（はつぴ）」に「股引（ももひき）」ズボン」の制服は、黒襟（くろえり）付国防色団服に統一され、さらに、団服には軍隊と同じ階級章までつけ戦時色の強いものになりました。

この警防団の体制は、大戦が終結後の昭和二二（一九四七）年四月、GHQ（連合軍総司令部）の指令により警防団が廃止されるまでの間、組織とし、また消防活動を継続してきました。

なお、明治四三（一九一〇）年一月、野付牛兵村一区に私設「一の消防組」が創設されて以来、大正一〇（一九二一）年四月、野付牛町から端野村として分村し、公設消防組、防護団、警防団に至るまでの沿革を略表にすると左表のとおりです。

田中 誠



▲沿革史の略表